

(参考)

市政協力員が提出した R7年7・8月町民の要望と市等の対応

令和7年8月30日
市政協力員

NO	提出	要 望 内 容	結果	対 応 内 容
1	R7.7.2	戸頭3丁目22の空き地と空き家の雑草除去	継続	要望先を市民協働課長⇒中村市長に変更(市と協議結果) ・環境対策課: 空き地雑草除去要望文書発送 ・安全安心対策課: 空き家に人が住んでいるので雑草除去要望文書発送は出来ない ・管理課: 道路へはみ出し雑草除去要望文書発送
2	R7.7.9	戸頭公園、ロピア、ローソンの交差点に横断歩道・信号の設置	継続	安全安心対策から取手警察署に要望するようアドバイスされ署長に文書提出した。 ・取手警察署: 車両台数は条件を満たしているが車道の幅員が5mと設置指針以下なので今回の信号機の設置については保留と回答を頂いた。 ・管理課: 現状では拡幅は困難、学校や教育委員会への要望状況等調査の上回答する
3	R7.7.28	戸頭西集会所入り口側市道に面している私道(不動産屋所有)の雑草除去	完了	・6.13本田市議から管理課と打合せの結果町会で対応する様要請された。 不動産屋と雑草除去要望協議中、私道を取手市に寄附する案が浮上したので、この案市で検討した結果、私道(道路後退用地)に車両の通行の妨げになる電柱があるので、寄附は市の基準により受けれないとの回答を頂いた。 ・一部町民から上記市道から分岐し13軒が利用している取手市位置指定道路の入り口側部分は不動産屋所有のため、不動産屋から購入するよう(5万円/軒)を請求されたので対応を要望された。道路利用13軒の代表者に話を伺ったところ、13軒全員の考えをまとめ対策案を検討中との事なので、町会は関与しないことを伝え了解された。
4	R7.7.20 R7.7.24	・戸頭2丁目35街路灯点滅中、戸頭2丁目26街路灯不点灯の修理 ・戸頭3丁目セブンイレブン交差点の雑木伐採	完了 継続	・町会員がメールで管理課に要望 管理課: 市では管理していない。管理者の旧戸頭商店街路灯維持会に要望を伝えた。 ・町会員が直接管理課に要望 雑木は町会員が伐採したが切り株が除去出来ないので、対応をお願いした。 管理課: 切り株から雑木が成長する前に対応する。
5	R7.7.30	戸頭6丁目14の道路にはみ出した民家の樹木伐採	継続	・R7.5.14市民協働課大隅課長宛に要望書提出済みも改善されないで、近隣の住民から交通障害を起こしているため樹木伐採要望(写真添付)が町会に出された。 管理課: 地主に対して8月6日付で道路にはみ出した樹木の伐採を強制的に行う旨の通知を行った。反対意見がなければ9月に伐採する予定である。
6	R7.8.13	戸頭2丁目48の空地の雑草除去	継続	環境対策課: 地主からお盆明けに雑草除去を行うとの連絡を頂いた。